

新潟県跨道橋連絡部会（仮称） 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「新潟県跨道橋連絡部会（仮称）」（以下、「部会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 部会は、新潟県道路メンテナンス会議規約第4条5項の規定の専門部会に位置付けるものとし、道路を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く道路法の道路以外の施設（以下、「対象施設」という。）の点検や修繕等の実施により、災害時における緊急輸送道路ネットワークの確保等を図るために、対象施設の管理者と関係する道路管理者が情報共有し、必要な事項について協議調整することを目的とする。

（協議事項）

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1） 点検計画の策定に関すること。
- （2） 点検、診断結果の報告に関すること。
- （3） 修繕の実施に関すること。
- （4） その他、部会の運営に際し、会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 部会は、第2条の目的を達成するため、対象施設の管理者及び関係する道路管理者及び部会が必要と認めるもので組織する。

2. 部会には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長、副会長は新潟県土木部道路管理課長、新潟市土木部土木総務課長、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所長とする。

3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 部会の構成は、「別表－1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県土木部、新

潟市土木部、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所に置く。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、部会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成 年 月 日から施行する。

新潟県跨道橋連絡部会(仮称) 名簿(案)

	所 属	役 職	備 考
会長	国土交通省北陸地方整備局	新潟国道事務所長	
副会長	新潟県土木部	道路管理課長	
副会長	新潟市土木部	土木総務課長	
副会長	東日本高速道路株式会社新潟支社	新潟管理事務所長	
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長	
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	長岡管理事務所長	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長	
	新潟市総務部	総務課長	対象施設管理者
	新潟市東区役所	総務課長	対象施設管理者
	柏崎市	観光交流課長	対象施設管理者
	柏崎市	農林水産課長	対象施設管理者
	糸魚川市	商工農林水産課長	対象施設管理者
	妙高市	農林課長	対象施設管理者
	妙高市	建設課長	対象施設管理者
	上越市	農林水産整備課長	対象施設管理者
	上越市	道路課長	対象施設管理者
	魚沼市	農林課長	対象施設管理者
	魚沼市	土木課長	対象施設管理者